

第12回

富里市農業委員会議事録

令和5年12月8日（金）

富里市役所分庁舎2階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第12回）

日 時 令和5年12月8日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について 5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

6 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	田	口	榮	一	3番	秋	元	和	子	
4番	森	田	孝	子	5番	伊	井	義	則	6番	塩	澤	英	一
7番	津	田	博	明	8番	相	川	克	義					

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和5年第12回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時33分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。 田
口 榮一君、秋元 和子君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転 1を
議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地 調
査及び書類審査の報告をいたします。

担当は田口です。

概要は議案書のとおりです。申請地は、旧洗心小学校の南側に位置しており、市道に接 続して
おります。売買価格は総額50万円です。権利者と義務者の関係は親戚です。権利者 は、山武市
において畑作の農家を営んでおり、約1町歩の畑を所有しております。主に、人参、サツマイモ
を作付けしており、今回購入の土地についても同様であるとのことです。農機具については一式
保有。土地に対する第三者の権利はありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転 2を議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は秋元です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請の理由として、権利者は後継のために、経営規模を拡大するため自宅に近く耕作に便利な申請地を取得したいとこのことです。義務者は後継者がいないため、経営規模を縮小したいとこのことです。申請地は、権利者の農場東側に位置しております。現況はローターリーで整備されており、適正に管理されています。取得後は、豚の飼料にするための牧草を栽培するとのことです。

進入路は、権利者の土地と地続きであるため問題ありません。また、境界は石杭が埋設してあり、確定しています。申請地において第三者の権利はありません。権利者の経営状況は養豚業です。世帯は4名で、専業3名兼業1名となっており、農機具は一式保有しています。

以上のことから、効率的に利用されると判断し、農地法第3条2項の要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転 3を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。権利者、義務者の関係は親族です。申請の理由として、権利者は後継者として申請地を取得し経営規模を拡大したい。義務者は高齢のため後継者に申請地を譲渡したいとのことです。申請地の位置は、南部共同利用施設の東側から徒歩約2分です。現況はブロッコリーが作付けされておりました。市道に隣接しており進入路も確保されています。第三者の権利はありません。権利者の経営状況は、畑作中心で自作地9,922平方メートル、借入地35,157平方メートル、合計45,079平方メートルを耕作しています。世帯員は3人で、専業3人です。雇用は2人で、年間延べ500日です。農機具は一式保有しています。営農計画は、3月から5月は玉レタス、サニーレタス、7月から10月はピーマン、ミニ冬瓜、5月に落花生、9月から12月はブロッコリー、キャベツ、周年でブルーベリーです。現在所有している農地及び借りている農地は、効率的に耕作しています。

自宅から申請地までは、約7キロメートル、車で10分です。農業経営規模を縮小させる行為は行っておらず、耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議長 次に、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は関です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、県道成田両国線申請者宅地の隣です。高木ゴム工業成田工場の先、森井建設の隣にあります。農地区分は、集団農地10ヘクタール以上の第1種農地です。原則不許可ですが、例外規定として農業用施設、農業用倉庫は認められております。申請の概要ですが、農業用資材置場、鉄コンテナ置場。農業用倉庫の建築面積は193.02平方メートル、坪数約58坪です。倉庫内の配置計画は参考資料のとおりです。資金等については、残高証明が事業総額より多いことを確認しました。進入路は、手前の地目、山林を利用し、借地となりますが借地料はありません。土地売買契約書が添付されています。5条許可後、支払い及び所有権移転をします。農振は、平成10年6月10日全体見直しで変更済みです。建築等に関する交付申請書は、令和5年11月22日に申請済みです。

以上のことから、第1種農地ではありますが、例外として、農業用倉庫は許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

長 次に、日程第4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について 議
を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、11月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案に対する意見を求められたものです。内容につきましては、次第5ページに記載のとおりです。本件は、以前行っておりました中間管理事業を伴う農用地利用配分計画と同様の案件になります。地域計画策定により、農地利用集積については、今後はこの方式で行うこととされており、これまでと違う点は、期間が10年固定になっていること、必ず中間管理事業で行うこととなっております。なお、参考ではございますが、農地利用集積からの移行期間として、令和7年3月までの経過期間が設定されております。

以上です。

議長 議案第3号について意見を求めます。意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

本案は、意見なしとする旨、市長へ答申することに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。 事

事務局。

事務局 はい、議長

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、11月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。内容につきましては、次第の7ページから8ページに新規分、次第9ページから15ページに更新分をそれぞれ載せております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の全部効率利用等の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。日程第6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用の届出について、御報告いたします。

次第の16ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。 これをもって本総会を閉会します。

(午後1時50分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員